

# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第74-21-00113号		
件名	水質管理センター作業環境測定業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 7月 19日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	539,000 円	主管課	74 水質管理センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000091380 (株)環境プロジェクト		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)環境総合科学		580,000					
(株)環境プロジェクト		490,000					落札
(備考)							



## 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第72-21-00164号		
件名	藻岩浄水場計装設備点検業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 7月 19日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,072,500 円	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業(株)北海道支社		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
美和電気工業(株)北海道支社		975,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 藻岩浄水場計装設備点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務の対象機器である計装設備は、浄水処理を行う際に、水量や水質などの必要な情報を計測し、制御するための設備である。  
これらの点検業務を行う際、製造元が有する対象設備の専門知識・技術力がなければ機器の試験調整、機能回復ができず、また、過去の保守データを保有していなければ、機器の劣化診断ができない。  
上記業者は、対象設備の製造元である横河電機㈱の代理店に指定されている道内で唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

## 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第72-21-00163号		
件名	藻岩浄水場光通信装置保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 7月 19日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,001,000 円	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000034020 菱照エンジニアリング(株)		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
菱照エンジニアリング(株)		910,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により、業者を特定する。

### 記

- 1.件名 藻岩浄水場 光通信装置保守点検業務
- 2.業者名 菱照エンジニアリング株式会社
- 3.特定理由 本業務の対象機器であるテレコントロール設備は、取水・導水設備を遠隔制御ならびに常時監視するための機器であり、菱照エンジニアリング株が製作・納入したものである。  
これらの点検業務を行う際、製造元が有する対象設備の専門知識・技術力がなければ機器の試験調整、機能回復ができず、また、過去の保守データを保有していなければ、機器の劣化診断ができない。  
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4.根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。